

施行規則第 6 条第 5 号知事が別に定める事項の改正案について

1 改正の経緯

行政文書等管理条例において歴史公文書とは、条例施行規則第 6 条の基準に適合するものをいうと規定されており、基準表に基づき保存期間満了時の措置は移管と定められている。

条例施行規則で定める基準は、同条第 1 号から第 4 号のほかに、第 5 号において、歴史的に重要な政策的事項として知事が別に定めるものと規定しており、政策的事項として 11 項目について別に定めている。

このたび、知事が別に定める政策的事項の制定から 2 年を経過し、各所属に新たな追加や修正について照会のうえ、回答された事項を検討したことから、今回、委員会の意見を聴くもの。

2 改正の概要

照会に対して関係所属から、新たに指定される政策的事項として(1)の回答があり、(2)の理由を検討したところ追加することは適当であると考えられる。

(1) 追加・修正すべき政策的事項

第 10 項に、「平成 26 年発生鳥インフルエンザ対策」を追加する。

(2) 理由

第 10 項に規定する平成 16 年発生 B S E（牛海綿状脳症）対策及び平成 22 年宮崎県発生口蹄疫対策と同規模の家畜伝染病であり、県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項と認められ、関係文書はその教訓が将来に生かされる貴重な資料であると考えられることから、歴史公文書として保存することが適当である。

3 改正点

別添「熊本県行政文書等の管理に関する条例新施行規則第 6 条第 5 項の知事が別に定める事項新旧対照表」のとおり

(参考条文)

○熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年条例第11号）

（定義）

第2条

- 5 この条例において「歴史公文書」とは、実施機関の職員又は地方独立行政法人等の役員若しくは職員が職務上作成し、又は取得した文書のうち、歴史資料として重要な文書として、知事が規則で定める基準に適合するものをいう。

○熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成24年規則第25号）

（条例第2条第5項の知事が規則で定める基準）

第6条 条例第2条第5項の知事が規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 県の機関及び地方独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされると知事が別に定めるものが記録されていること。

○熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条第5号の知事が別に定める事項（平成25年告示第447号）

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成24年熊本県規則第25号）第6条第5号の知事が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、庶務、服務、経理その他の定型的業務に関する事項を除く。

- 1 市町村合併に関する事項
- 2 熊本市の政令指定都市移行に関する事項
- 3 川辺川ダムの事業計画の策定又は改廃及びその経緯、補償、ダムの関連事業として実施した事業、ダム建設の白紙撤回及びその後の治水対策の検討並びに地域振興に関する事項
- 4 天草空港の構想、建設及び開港に関する事項
- 5 平成11年発生不知火海高潮災害、平成15年発生県南集中豪雨災害及び平成24年発生熊本広域大水害に関する事項
- 6 平成14年発生レジオネラ属菌感染問題対策及び平成21年発生新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策に関する事項
- 7 ハンセン病施策に関する事項
- 8 水俣病の発生、確認及び問題解決に関する事項（診療費請求のために提出された診療報酬明細及び療養費支給申請に関する事項を除く。）
- 9 有明海及び八代海における水産物被害の発生並びに「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」の策定、変更及びその進ちょく管理に関する事項（個々の事務又は事業の実施に関する事項を除く。）
- 10 平成16年発生BSE（牛海綿状脳症）対策及び平成22年宮崎県発生口蹄（てい）疫対策に関する事項
- 11 荒瀬ダムの撤去対策に関する事項